

寄稿連載

# 火災・爆発事故への処方箋

第2回

廃油などの可燃系産廃処理に  
おけるケアポイント

日本廃棄物  
管理機構

木川 仁

潤滑油自体の変化

潤滑油基剤分子は、  
エンジン内部や切削・

基剤が増加している。ながら、毎年、新製品後者は、分子内のエーを上市する。これは、テル/エステル結合の数年前、少なくとも十ため、その分解速度は年前とは異なった潤滑鉱物油より大きく、使油が市場に存在するこ用中に高温でラジカルとを意味している。反応などの熱劣化で低 通常、製品の由来や分子化して、火災・爆 使用中の挙動を調査し発危険性が高い低沸点 て廃棄物処理の方法を留分を多量に発生する 見定めるが、特に、廃

熱劣化挙動の  
解析が重要

処理業者が基剤や添加剤の熱劣化挙動(反応物)を解析して火災・爆発に備えた知識を所有することは必須と考える。また、日常業務では、入荷廃油の短時間分析法の確立とそれに対応した適切な処理手段の指示体制を構築することも重要だ。

## 本質を見極めない 処理は危険

「廃棄物」か  
「有価物」かではない  
として加工されるよ  
うになることがある  
が、潤滑油の使用過程  
で見た時、廃油は「廃  
棄物」であって「有価  
物」になっても、性状  
産廃処理工程は、排  
出から最終処分までの  
全工程を捉えて、全体  
最適化を図る対策を講  
ずることが必要になる  
が、原点になる処理技  
術が確立されているこ  
とが前提である。廃油  
については、社会環境  
の変化で「廃棄物」と  
して処理していたもの  
が、突然、「有価物」  
として加工されるよ  
うになることがある  
が、潤滑油の使用過程  
で見た時、廃油は「廃  
棄物」であって「有価  
物」になっても、性状  
や組成などその本質は  
変わらない。むしろ、  
潤滑油メーカー側の技  
術革新で製品に使われ  
る基剤や添加剤が変化  
しているため、処理を  
行う側の技術レベルを  
向上させる必要がある。  
研究時に高温下で切断  
ことが容易に類推でき  
し、ガソリンなどの軽  
質や中質油を生成す  
る。数十年前の潤滑油  
基剤は、パラフィン系  
やナフテン系の鉱物油  
を使った組成に変化し  
ていたが、潤滑油メー  
カーは、基剤や添加剤を改  
良あるいは新規投入し  
危険な行爲だ。

油の場合、その製品が  
消防法危険物第4類第  
4石油類にあったもの  
が、使用後は第1石油  
類や特殊引火物を含む  
ことになるので、  
廃棄物処理の基本で  
ある「ものの本質の見  
極め」を忘れないでほ  
しい。

(つづく)

寄稿連載

火災・爆発事故への処方箋

廃油などの可燃系産廃処理に  
おけるケアポイント 第3回

日本廃棄物  
管理機構

木川仁

リスクを想定した  
処理の必要性

廃油に含有する多種

多様の低沸点留分は、  
廃油への溶解度を持つ  
ているため気液が平衡  
状態で存在する。ここ  
で、重要なポイントは

低沸点留分の分圧の算  
出後、気体がつ広い  
爆発限界であり、また  
その限界の下限値の低  
さにある。こうした視

れる。  
上の重みを考えたい行動  
が必要になる。

廃棄物処理は、処理  
に関するすべての関係  
者が共通の認識を持つ  
ていないと問題が発生  
する確率が高くなり、

コスト最優先の  
処理は危険

のエチレングリコール  
などが混入するケース  
が多い。各排出事業者  
が持つ異なった組成の

2002年に1㍈当  
たり25米びだった原油  
は、08年に4-5倍に  
高騰した。

しかし、前回も述べ  
たが、「有価物取引さ  
れても、廃棄物は廃棄  
物である」ことを忘れ  
てはならない。  
時々、「組成分析は  
費用が掛かるため、有  
価物として購入した場  
合、分析は行いたくな  
い」と言う再生業者が  
いるが、こうした考え  
を持つ処理業者は、再  
生処理を行わない方が  
よい。

安全工学的な発想の導入を

点を導入して再生処理  
方法を設計することも  
必要であり、プロセス  
安全管理上の必須事項  
と考える。

廃油は、バキュームカ  
ーの使用で回収時に混  
合する。こうした収集  
運搬システムの危険  
性、受入体制、タンク  
移送および保管状態の  
評価など、廃油が廃棄  
物であるが故に石油精  
製メーカー以上の安全  
工学的な発想が求めら  
れた排出事業者責任以  
上。

て、あまり質の良くな  
い廃油でも「有価物」  
として取引されるよう  
になった。

安全よりも処理コス  
トを優先した処理は、  
いつか事故を起こす可  
能性が高い。処理業者  
は排出事業者に対して、  
安全で適正な処理の必  
要性を訴え、その結果、  
適正費用が必要になる  
ことを堂々と説明して  
ほしい。(つづく)

寄稿連載

# 火災・爆発事故への処方箋

## 廃油などの可燃系産廃処理に おけるケアポイント 最終回

日本廃棄物  
管理機構

木川 仁

「有価売却」

「混合廃棄」の危険性

近年、排出事業者は「ゼロエミッションの推進」と称して、処理業者に「有価物」取引を迫って来ることが多い。廃油は、使用時に熱履歴を受けており、バ

ーシンオイルとは明らかに異なるため、普通の再生処理ではマテリアルリサイクルは難しい。廃棄物処理に費用

が掛かることは理に適ったことであり、排出事業者は、無理やり「有価物」扱いさせること立

場の弱い処理業者が事故を起こしてしまう危険性があることを忘れてはならないと考える。

さらに指摘したいのは、排出事業者責任は廃棄物処理法が定めた責任だが、法的記載事項以外の項目を収運業者や中間処理(再生)

業者に開示しなくてよいのかということだ。サービステーションにおける廃油回収を

# 排出事業者責任の重み

貯蔵タンクの改修が必要になりガソリンタンクに残ったガソリンを廃油ピットに入れ、そのまま回収してもらったが、契約書に記載された成分のため、収運業者や再生業者に言わなかった。また、漂白で使用した過剰の次亜塩

起こすことは少ないだろう。ただ、ガソリン分圧による爆発限界の形成、添加剤に含まれる有機金属化合物と次亜塩素酸ナトリウムの反応で有機過酸化物の生成などが誘発されて爆発事故に至り、最悪、

考えてみよう。

A店は、処理業者との委託契約書の中で、廃潤滑油に加えて、部品の洗浄時に使用するガソリンや軽油/灯油、不凍液(エチレングリコール類と水)の場合によっては廃酸や廃アルカリが含まれると記載していた。ある日、

素酸ナトリウム系漂白剤を中和処理も行わず、廃アルカリ水の契約があるため、そのままピットに廃棄していた。こうした爆発事故は、排出事業者の気配り不足が重大な事故を引き起こす根本的な要因といえる。排出事業者責任には、人命の確保を最優先した項目が

人命が失われる危険性は否定できない。

安全のための「コスト

こうした爆発事故は、排出事業者の気配り不足が重大な事故を引き起こす根本的な要因といえる。排出事業者責任には、人命の確保を最優先した項目が

構造の問題でもある。この業務に係る関係者は、まず、安全性を確保することを優先した事業環境を構築することが必要だ。そこには、安全コストも含めた経営が必要となる。安全を怠ったつげは、行政処分よりも大きい。(おわり)